

調達説明書【見積合せ（県内）用】

公告日 令和7年10月20日

次のとおり見積合せを行いますので、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」という。）第62条の規定により公告します。

本件見積合せに参加される方は、下記事項を十分理解した上で、参加してください。

1 案件名及び内容

- (1) 案件名 朝熊中継所・伊勢庁舎間電波障害対応
- (2) 内容（仕様） 仕様書のとおり

2 履行期間（納入期限）及び履行場所（納入場所）

- (1) 履行期間（納入期限） 契約日から令和7年11月28日まで
- (2) 履行場所（納入場所） 伊勢市朝熊町地内

3 競争見積参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争見積参加資格

- ア 当該競争見積に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- ウ 三重県内にある本店又は支店等であること。

(2) 落札資格

- ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

4 書面による参加

本見積合せは書面により実施します。

5 質疑の提出

当該見積に質疑（見積手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の見積・契約に関する一切の事項）がある場合は、以下のとおり行うものとします。

(1) 提出期限

令和7年10月22日（水）12時まで

(2) 提出方法

提出締切日時までに、18 見積事務担当所属に書面（FAX可）で質疑申請を行い（必着）、回答は「三重県防災対策部HP」で確認してください。

※ 質疑申請提出の有無に関わらず、入札書提出前には必ず質疑申請の回答状況を確認してください。

6 同等品申請の提出

対象外

7 内訳書要否

要 ・ ☐ 不要

※要の場合は、見積書提出時に内訳書を添付してください。

8 見積書の提出

(1) 提出期限

第1回 令和7年10月27日(月) 15時まで
(再度見積を行う場合は別途連絡します。)

(2) 提出方法

18 見積事務担当所属に書面にて提出してください。

9 開封(開札)日時

第1回 令和7年10月27日(月) 15時

10 落札候補者に求められる義務

(1) 提出書類

ア 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(個人の場合は納税証明書(その3の2)、法人の場合は納税証明書(その3の3)も可)(所管税務署が過去6月以内に発行したもの)の写し(提示可)

イ 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの)の写し(提示可)

ウ 契約書を作成する場合は別途連絡します。

※提出書類等について、説明を求める場合があります。

(2) 提出期限

令和7年10月28日(火) 17時まで
※再度見積を行った場合は別途期限を定めます。

(3) 提出先

18 見積事務担当所属

(4) 落札決定

落札資格の確認を行った後、落札決定を行います。

落札決定後の辞退は、落札停止要綱の対象となります。

11 契約書作成要否

要 ・ ☒ 否

※契約書は契約金額が100万円未満の場合は作成を行わない場合があります。

12 見積及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

13 見積方法

- (1) 見積価格は指示のない限り消費税及び地方消費税抜きの額（免税事業者にあつては、契約希望額に 110 分の 100 を掛けた額）としてください。
- (2) 提出した見積書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- (3) 見積等にかかる費用は見積者の負担とします。

14 見積の無効

規則第 71 条の各号のいずれかに該当する者の見積書は無効とし、次のいずれかに該当する見積書は無効として取り扱います。

- (1) 競争見積参加資格のない者が見積したとき。
- (2) 見積者又はその代理人が同一事項の見積に対し二以上の見積をしたとき。（例：同じ事業者の本店、支店(営業所等)が同一案件に見積を行った場合）
- (3) 見積者又はその代理人が他人の見積の代理をしたとき。
- (4) 見積に際して談合等の不正行為があったとき。
- (5) 見積書の記載事項が確認できないとき。
- (6) 落札候補者の落札資格の確認ができないとき。
- (7) 再度見積において、見積価格が前回の見積における最低額と同額以上の見積をしたとき。
- (8) 最低制限価格設定案件において、最低制限価格を下回る金額による見積をしたとき。
- (9) その他契約締結権者があらかじめ指示した事項に違反したとき。

15 落札候補者の決定

- (1) 見積額同額による落札候補者が 2 人以上ある場合は、くじ引きにて落札候補者を決定します。
- (2) 落札候補者となるべき者がいない場合は、再度見積を行います。見積執行回数は、原則として 3 回を限度とし、この限度内で落札候補者がいない場合は見積を打ち切ります。ただし、指名して見積（以下「指名見積」という。）を行う場合があります。
- (3) 再度見積又は指名見積については、別途説明します。また、指名見積は、本調達説明書に基づいて行います。

なお、見積が無効となった者は、2 回目以降の再度見積に参加することはできません。

16 契約方法及び契約保証金

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。（※契約書を作成する場合のみ）
- (2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査にかかる認定を受けている者

(更生計画等の認可が決定されるまでの者に限る。)が契約の相手方となるときは、契約金額の100分の30以上とします。また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項の第1号、第2号又は第4号に該当する除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金免除要件の確認のため、過去3年間に当該契約と同規模の契約を締結し履行した実績の有無を示す証明書の提出を求める場合があります。

- (3) 契約は、18 見積事務担当所属で行います。
- (4) 契約書を作成する場合、契約書の作成、提出については、規則第76条、第77条によります。
- (5) 契約書を作成する場合、契約書は、書面による場合は2通作成し、双方各1通を保有します。
- (6) 契約金額は、見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとします。(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。)
- (7) 契約書を作成する場合、監督及び検査は、契約条項の定めるところによります。
- (8) 契約書を作成する場合、契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期は、契約条項の定めるところによります。

17 その他

- (1) 本件見積の事項その他に関し疑義がある場合は、5により質疑を行ってください。見積後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。
- (2) 調達システムと調達説明書の表記に相違がある場合は、調達説明書の表記を優先するものとします。
- (3) 本件見積合せの参加にあたり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な見積を行わなければなりません。
- (4) 見積参加者が1者になった場合は見積を中止又は延期する場合があります。
- (5) 18 見積事務担当所属は、必要に応じ資料等の提出を求める場合があります。
- (6) 契約の相手方となった場合には、仕様書に記載された内容及び納期等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。
- (7) 契約の相手方となった場合には、個人情報保護に関し三重県が定める事項を遵守しなければなりません。落札決定後の契約不履行は、落札停止要綱の対象となります。
- (8) 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」(以下「暴排要綱」という。)第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。
- (9) 受注者は、契約の履行にあたって暴排要綱第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 契約事務担当所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れ

が生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。

- (10) 契約締結権者は、受注者が（９）イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第 7 条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。
- (11) 契約締結権者は、規則第 80 条第 1 項各号又は第 2 項に該当すると認められる場合は、契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
- (12) 契約締結権者は、受注者が履行期限内にその義務を履行しないときは、規則第 81 条に基づき、同条第 1 項各号に該当する場合を除き、違約金を徴収します。
- (13) 契約締結権者は、受注者の責に帰する理由により契約を解除した場合、規則第 82 条に基づき、違約金を徴収します。
- (14) その他必要な事項は、規則に規定するところによります。

規則は以下の URL から参照してください。

<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A85924EFA&houcd=H418902100069&no=2&totalCount=27&fromJsp=SrMj>

18 問い合わせ先

見積事務担当所属

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

防災対策部災害対策推進課情報通信班内

三重県防災行政無線運営協議会 担当 清水

電話 059—224—2157 FAX 059—224—2199